

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設））【110】

2. 日時：令和3年10月19日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁内会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム 担当者 6名

（技術基盤グループ） 担当者 2名

東京電力ホールディングス株式会社： 担当者24名※

日本原子力発電株式会社： 担当者 5名※

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請のうち、故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項、原子炉格納容器の破損防止機能、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能、炉内の溶融炉心の冷却機能、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能、格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能、技術的能力及び火災による損傷の防止について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容について、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

6. その他

提出資料：なし

以上